

# 大垣北高等学校いじめ防止基本方針

平成29年11月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 具体的ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

### (3) 学校の基本姿勢

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、学校が一丸となり、危機感を持って組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努め、重大事態の対処を行う。
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・クラス・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える集団を目指す。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況・達成状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学校いじめ防止等の対策のための組織（法：第22条）

〔組織の名称〕

学校いじめ防止対策委員会

〔組織の構成員〕

- ・学校関係者（校長、教頭、生活充実部長、教務部長、総務部長、進路支援部長、生徒部長、教育相談部長、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任）
- ・第三者（弁護士、臨床心理士、育友会代表、地域代表）

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・学校いじめ防止対策委員会を年2回開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

## (2) 学校及び各分掌の取組

### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした対応組織を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

### 【生活充実部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「生徒実態調査」を実施し、状況を把握する。
- ・生徒指導部通信を定期的に発行し、人権意識・モラル意識を啓発するとともに、学校行事や部活動への積極参加を促す。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・MSリーダーズの社会貢献活動に参加することにより、「自己有用感や自己肯定感を育む」とともに、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・幅広い価値観、多様な考え方をもちこたせるよう、各種講演会を実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター等）との連携を図る。

### 【教育相談部】

- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。

### 【教務部】

- ・始業2分前の予鈴で準備、本鈴で授業開始を徹底し、授業規律を確立する。
- ・定期的に授業評価・授業改善のアンケート及び研究授業を実施し、わかる授業の確立を推進する。
- ・生徒に学ぶ意欲をもちこたせるよう、補習授業、ファイル指導、補充授業を実施する。
- ・幅広い価値観、多様な考え方をもちこたせるよう、各種講演会を実施する。

### 【総務部】

- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

### 【進路支援部】

- ・進路目標実現に向けての計画的な指導により、高校3年間の目的意識の育成を図る。
- ・早く学校生活に適応できるよう、新入生初期指導を実施する。
- ・幅広い価値観、多様な考え方をもちこたせるよう、各種講演会を実施する。

### 【生徒部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

### 【健康促進部】

- ・地域清掃活動（舎外清掃）を実施し、地域に視野を広げる能力を育て、社会の一員としての自覚を醸成する。

### 【図書情報館部】

- ・人権等に関する書籍コーナーを設置し、人権意識の啓発、人間の在り方、生き方に関する知識の育成に努める。

(3) 年間計画《学校いじめ防止プログラム》

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 第1回校内いじめ防止職員研修 教育相談週間（二者面談） 情報モラル講話・携帯LHR①	・いじめ防止に関する講話 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・情報モラル、人権意識の啓発・深化（1年）
5	<b>第1回学校いじめ防止対策委員会</b> 心理検査	・いじめ防止の年間の取組について検討 ・生徒理解
6	第1回生徒実態調査（全校） 職員研修	・いじめ、迷惑調査（全校・保護者） ・心理検査等の有効な活用方法についての研修
7	保護者懇談会 第1回授業アンケート 第1回学校いじめ取組評価アンケート 第1回県いじめ調査（4～7月）	・家庭生活の状況確認 ・授業規律や授業方法の反省・改善 ・職員の取組の検証 ・いじめ、迷惑調査（全校）
8	第2回校内いじめ防止職員研修	・夏季休業明けの生徒情報交換会
9	職員研修	・教育相談についての研修
10	後期始業式 教育相談週間（二者面談） 携帯LHR② 人権講話	・人権意識に関する講話 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・情報モラル、人権意識の啓発・深化（1・2年） ・人権意識の啓発
11	第2回授業アンケート 第2回生徒実態調査（全校）	・授業規律や授業方法の反省・改善 ・いじめ、迷惑調査（全校・保護者）
12	保護者懇談会 第2回学校いじめ取組評価アンケート 第2回県いじめ調査（8～12月）	・家庭生活の状況確認 ・職員の取組の検証 ・いじめ、迷惑調査（全校）
1	第3回校内いじめ防止職員研修	・冬季休業明けの生徒情報交換会
2	<b>第2回学校いじめ防止対策委員会</b>	・年間の取組みの検証と次年度に向けての方針
3	学習習慣調査（1・2年） 第3回県いじめ調査（1～3月） 終業式	・次年度に向けての生徒理解 ・いじめ、迷惑調査（全校） ・今年度の反省と来年度に向けての方針（講話）

3 いじめ問題発生時の対処（法：第23条、第28条）《早期発見・事案対処マニュアル》

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法：第23条）

[組織対応]

- ・学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ・生活充実委員会による対応  
※必要に応じて、「スペシャリスト派遣事業」を活用する。

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の調査、把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る。）
- ・教職員の共通理解、関係機関（県教委等）、専門機関との連携・報告
- ・本人、保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策等について）
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する。）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する。）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）  
※双方の生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ指導を心掛ける。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、この要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
  - ①いじめに係る行為が止んでいること。
  - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 上記の項目について、いじめ発覚後、3か月を目安とし、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

## （2）「重大事態」と判断された時の対応（法：第28条）

### 〔対応順序〕

- ・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・学校いじめ防止対策委員会に、更に必要な第三者（臨床心理士等）を加えることができる。  
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。  
※第三者の派遣については「スペシャリスト派遣事業」を活用する。

### 〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り、指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

## 4 情報等の取扱い

### （1） 個人調査データについて

- ・いじめ問題の未然防止や問題解決及び事後の指導のため、以下の生徒の個人調査データについて生徒の在籍期間内保管し、必要に応じて関係諸機関に提出するものとする。
- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。（心理検査結果、生徒実態調査結果、進路調査結果、学習習慣調査、教育相談メモ、学級日誌等）

## (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施するなど、生徒指導に積極的に利用する。

### 改訂

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成27年 4月 1日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回いじめ防止対策委員会の開催時期の変更</li><li>・携帯電話に関するLHRの増設</li><li>・「スクールサポート事業」から「スペシャリスト派遣事業」への名称変更</li><li>・学級日誌の保管（在学期間中）</li></ul> |
| 平成28年 4月 1日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒実態調査において、保護者に対するアンケート調査の追加</li></ul>   |
| 平成29年10月31日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定にともなう変更</li></ul>   |